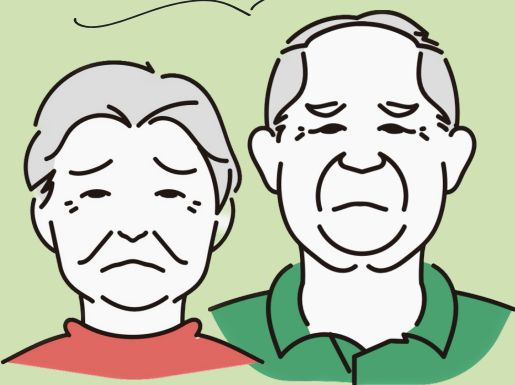


認知症になったら  
お金の管理はどうしよう？



こんなお悩み  
ありませんか？

もしも親が認知症になったら  
預金はどうなるの？  
どこに預けているかもわからない...



お客さまとご家族の皆様に、人生100年時代を  
安心して暮らしていただくためのサービス

## かわしん 将来のための代理人サービス

万一、認知症になっても、ご預金は代理人の方が  
手続きできます。元気なうちにご準備ください。

預金者ご本人様が将来、認知・判断能力を喪失した場合、あらかじめお  
届けいただいた代理人の方が、預金者さまに代わって預金取引等の手続  
きを行うことができます。

### ①代理人サービス申込



預金者さまと代理人お二人  
で取引店へお越しくださ  
い。説明の後申込手続きを  
します。



### ②代理人取引開始



診断書、代理人取引開始届  
を提出いただき、代理人取  
引が開始されます。

詳しくは、当金庫本支店窓口までお問い合わせください。  
また、本サービスの利用規定も合わせてご確認ください。

# かわしん将来のための代理人サービス概要

代理人の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>配偶者または血縁関係のある三親等以内の親族から1名。ただし成年者に限ります。</li></ul>
申込の受付	<ul style="list-style-type: none"><li>本サービスは、預金者さまの取引店舗の窓口に限らせていただきます。</li><li>当金庫の複数店舗で口座をお持ちの場合は、この機会におまとめください。</li></ul>
代理人による取引の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>すべての預金取引(入出金、新約、解約、書替)</li><li>払戻しによる振込、税金納付、当金庫の貸出金の返済</li><li>住所、電話番号等、届出事項の変更手続き</li><li>通帳類の紛失関連手続き</li><li>取引内容照会(残高証明書や取引履歴の発行依頼等)</li><li>口座振替手続き</li><li>出資金の譲渡</li></ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>無料(ただし、残高証明書発行手数料等、個別の取引ごとに所定の手数料をいただきます。)</li></ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>代理人との取引は、預金者さまの取引店舗(本サービスの申込みを行った店舗)の窓口に限らせていただきます。ただし、入金と記帳はどの店舗でもお取り扱いいたします。</li><li>預金者さまが保有するキャッシュカードや、インターネットバンキングは、代理人との取引が開始する時点で解約していただきます。</li><li>当座預金をお持ちの場合は、代理人との取引が開始する時点で解約していただきます。</li><li>代理人が行うご預金の引出し等の取引に対し、当金庫は取引の根拠となる書面(請求書や領収書等)の提出をお願いすることがあります。</li><li>代理人との取引開始後、預金者さまの推定相続人から取引に関する開示請求があった場合、当金庫はそれに応じます。</li><li>以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただく場合があります。<ul style="list-style-type: none"><li>①預金者さままたは代理人が死亡した場合</li><li>②代理人の認知・判断能力が低下した場合</li><li>③代理人が行う取引に、疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合</li><li>④預金者さまに成年後見制度の開始があった場合</li><li>⑤預金者さまの認知・判断能力が回復した場合</li><li>⑥代理人を指定した段階で、預金者の認知・判断能力が低下していたことが後で判明した場合</li><li>⑦その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合</li></ul></li></ul>
申込時の必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>預金者さまと代理人の関係が確認できる書類(戸籍謄本等)</li><li>預金者さまと代理人の本人確認ができる書類(普通転免許証等、顔写真付きのもの)</li><li>預金者名義の通帳・証書類と取引印鑑</li></ul>
代理人との取引開始について	<ul style="list-style-type: none"><li>認知・判断能力の低下にかかる医師の診断書をご提出ください。</li><li>取引の都度、代理人の本人確認ができる書類(運転免許証等、顔写真付きのもの)をお持ちください。</li></ul>